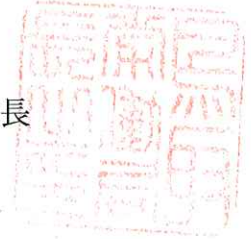


鳥労発基 0602 第 5 号
令和 4 年 6 月 2 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



令和 4 年度全国安全週間の実施について（依頼）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、事業場を始め関係各界での安全の高揚と安全活動の定着を図るため、本年度も全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添の「令和 4 年度全国安全週間実施要項」（以下、「実施要項」という。）に基づき、令和 4 年 7 月 1 日から 7 月 7 日まで安全週間を実施いたします。

つきましては、全国安全週間を契機として、労働災害の一層の防止を図っていただくため、貴団体におかれましても、別添の実施要項による事業場の実施事項等について、傘下の関係事業者にも周知くださいますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、安全活動の実行にあたっては、3密を避け職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただきますよう併せてお願いいたします。



第95回全国安全週間 鳥取労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、これまで一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。

この間、労働災害は、事業場における労使の協調した労働災害防止対策の推進により、長期的には減少していますが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数は増加に転じ、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にあります。

鳥取県内における労働災害についても、長期的には減少傾向を示してきましたが、平成29年以降は増加に転じ、令和3年の労働災害による休業4日以上の子傷者数は577人、うち死亡者は6人となりました。子傷者数、死亡者数とも、令和2年より減少したものの、今年度が最終年度である鳥取労働局第13次労働災害防止推進計画の目標（子傷者数481人以下）を既に上回り、大変憂慮しています。

労働災害を減少させるためには、事業者・労働者の双方が、労働災害防止のための基本ルールを徹底すること、また、それらを遵守・実行するため、時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築することが重要になります。

そのため、すべての働く方が、安心して安全に働ける職場の実現を目指し、令和4年度全国安全週間は、

「安全は 急がず焦らず怠らず」

をスローガンとして、7月1日から7月7日まで展開します。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、新型コロナウイルス感染症拡大防止、熱中症予防対策に留意しつつ、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めていただき、安全活動の確実な実施をお願い申し上げます。

令和4年6月1日

鳥取労働局長 山本 浩司